館山市学校給食センター整備運営事業 客観的評価結果

令和元年6月10日

館山市

館山市(以下「市」という。)は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する 法律」(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により、館山市学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を選定したので同法第11条第1項の規定により客観的な評価の結果をここに公表する。

令和元年6月10日

館山市長 金丸 謙一

【目次】

第1	事業の概要1
1	事業名称1
2	公共施設等の管理者1
3	事業目的1
4	事業内容1
5	事業方式2
6	事業期間2
第2	選定委員会の設置及び開催経過3
1	館山市学校給食センター整備運営事業等PFI事業者選定委員会3
2	最優秀提案者の選定方法3
3	選定委員会事務局3
4	審査の方法3
5	審査の基準3
6	選定委員会の開催経過4
第3	落札者の決定4
第 4	入札価格4
第5	財政負担額の比較 5
第6	PFI 方式により実施することの定性的評価 5
1	市民サービスの質の向上5
2	効率的な事業の実施5
3	リスク分担の明確化による安定した事業運営5
4	財政負担の平準化5

第1 事業の概要

1 事業名称

館山市学校給食センター整備運営事業

2 公共施設等の管理者

館山市長 金丸謙一

3 事業目的

館山市の学校給食センターは、稼働から 49 年以上経過しており老朽化が深刻な課題となっている。文部科学省が 2009 年 4 月 1 日に通知した「学校給食衛生管理基準」に照らすと、現在の施設や設備は現在調理施設に求められている衛生水準や機能面と比較して、大きく乖離している状況であり、早急に対応する必要がある。

以上を踏まえ、本事業は、新学校給食センターの建設に加え、施設の維持管理及び運営業務を包括的に発注することにより、民間のノウハウを活用したサービスの向上や経費削減を図りつつ、財政負担の平準化等を実現するため、PFI 手法を用いて整備することを目的とする。

4 事業内容

事業者が、PFI 法に基づき、給食センター等を建設、維持管理、運営等の業務を遂行することを本事業の範囲とし、事業者が行う主な業務は、次の通りとする。

ア 施設整備業務

- 建築工事
- •建築設備工事
- 附带施設工事
- 調理設備調達業務
- 食器食缶等調達業務
- 施設備品等調達業務

イ 開業準備業務

ウ維持管理業務

- 建物維持管理業務
- 建築設備維持管理業務
- 附带施設維持管理業務
- 調理設備維持管理業務
- 食器食缶等維持管理業務
- 施設備品等維持管理業務
- 清掃業務
- 警備業務

- 工 運営業務
- 日常の検収業務
- 給食調理業務
- 洗浄等業務
- ・配送及び回収業務
- 残渣等処理業務
- 献立作成支援業務
- 食育支援業務
- ※各業務に付随する日常の衛生管理含む。

オ 事業者の自主事業として行う業務

※市の定めた条件を満たす業務として市が認めた場合のみ実施できる。

5 事業方式

本事業は、事業者が本施設の建設を行った後、市に本施設の所有権を移転し、事業期間の終了までの間、本施設の運営及び維持管理を行うBTO (Build Transfer Operate) 方式とする。

6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日 (2019年6月予定) から 2040年8月までの、約21年2 か月 (建設期間1年、開業準備期間2か月、維持管理・運営期間20年) とする。

第2 選定委員会の設置及び開催経過

1 館山市学校給食センター整備運営事業等 P F I 事業者選定委員会

市は、本事業の実施にあたり、応募者からの提案内容の審査に関して、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者等により構成する館山市学校給食センター整備運営事業等PFI事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置した。市が設置した選定委員会の委員は次の通り。

【館山市学校給食センター整備運営事業等PFI事業者選定委員会 委員】

区分	委員名(敬称略)	所属・役職等
委員長	安登 利幸	亜細亜大学大学院 国際経営戦略研究科 教授
副委員長	真鍋 雅史	嘉悦大学 ビジネス創造学部 教授
委員	堀端 薫	女子栄養大学 栄養学部 准教授
委 員	川上 孝	館山市 総務部長
委 員	四ノ宮 朗	館山市 教育委員会 教育部長

2 最優秀提案者の選定方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性、透明性及び公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2)とする。

事業者の選定に当たっては、提案価格、建設、維持管理・運営に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し最優秀提案者を決定する。

3 選定委員会事務局

選定委員会の事務局は、館山市教育委員会 教育部 教育総務課 学校給食センターとした。

4 審査の方法

審査は、第一次審査として参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案 内容を評価する「提案審査」により実施した。「提案審査」は、提案価格や要求水準書に示す 内容を満足しているか否かを確認する「基礎項目審査」と、提案内容の水準を様々な視点から 評価する「加点項目審査」の2段階にて実施した。

5 審査の基準

審査の基準については、「落札者決定基準」の通りとした。

6 選定委員会の開催経過

選定委員会の開催経過は以下の通り。

【選定委員会の開催日及び審議等の事項】

選定委員会	開催日	審議等の内容
第1回 2018年11月1日	2018年11日1日	委員長・副委員長の選任
	入札説明書及び落札者決定基準等公募書類について	
		参加者の資格確認
第2回	2019年3月4日	要求水準の達成確認
		事業提案書類の審査
		プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施
第3回	2019年3月25日	提案最終審査
		最優秀提案者の選定

第3 落札者の決定

選定委員会は、落札者決定基準に基づき、提案内容等の審査を行い、最優秀提案者を選定した。

市は、審査結果を尊重し、落札者を決定した。

落札者

東洋食品グループ

【応募グループの構成】

応募グループ名	代表企業	構成企業
東洋食品グループ	株式会社東洋食品	白幡興業株式会社 株式会社中西製作所東関東支店 株式会社オーエンス千葉支店 NEC キャピタルソリューション株式会社

第4 入札価格

落札者として決定した東洋食品グループの入札価格については下記の通り。 4,747,922,929 円 (消費税及び地方消費税 10%を含む)

第5 財政負担額の比較

落札者の入札価格に基づき、本事業を PFI 事業で実施する場合の市の財政支出について、市が従来どおりの手法で実施する場合の財政支出と比較したところ、事業期間中の財政負担額 (現在価値換算後) が約 4%削減されるものと見込まれる。

【従来方式と PFI 方式で実施する場合の財政負担額(現在価値換算後)の比較】

項目	金 額
①PSC (市が従来どおりの手法で実施する場合)	4,983 百万円
②PFI-LCC (PFI事業で実施する場合)	4,767 百万円
③VFM (金額) (①と②の比較)	215 百万円
4VFM (%)	4.3 %

第6 PFI方式により実施することの定性的評価

本事業において PFI 方式を用いた場合、定量的な効果である市の財政負担額の軽減の達成に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

1 市民サービスの質の向上

PFI 方式の採用により、全国で豊富な実績を持つ民間事業者が参入し、特に調理会社が建設前の段階から関与することはサービスの向上につながる。また、民間事業者によるモニタリングにより高いサービス水準が維持されることが期待できる。

2 効率的な事業の実施

本事業では、PFI 方式を用いることにより、学校給食センターの施工から維持管理、運営業務までを一貫して民間事業者に任せるため、効率的な施工や、要求水準を規定する中で、創意工夫による品質確保と費用の最少化を見据えた設備・厨房機器整備等が図られることが期待できる。

3 リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において、あらかじめ発生することが想定されるリスクを可能な範囲で抽出し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となる。そのため、事業期間にわたっての事業の円滑な遂行や安定した事業運営が行われることが期待できる。

4 財政負担の平準化

市が自ら実施した場合は、学校給食センター整備完了時に初期投資費用を支出することとなるのに対し、PFI 方式で行う場合は、施工、維持管理、運営等の業務に要する費用の一部をサービス対価として、事業期間中に割賦払いできることから、財政負担を平準化することが可能となる。